



宮 崎 県 公 報

平成26年1月30日(木曜日) 第 2560 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

| | |
|-----------------------------------|---|
| ○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1 | 頁 |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1 | |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1 | |
| ○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 1 | |

| |
|-----------------------------------|
| ○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… (国保・援護課) 1 |
| ○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 2 |
| ○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 2 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 3 |

公 告

| |
|--|
| ○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (2件) …………… (商工政策課) 4 |
| ○基本測量終了の通知 (2件) …………… (管理課) 4 |

告 示

宮崎県告示第37号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成26年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------|-----------------------|
| 高千穂町国民健康保険病院 | 西臼杵郡高千穂町大字三田井 435-1 |
| 五ヶ瀬町国民健康保険病院 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所2109番地 1 |

2 救急病院等の認定の有効期間

平成26年2月1日から平成29年1月31日まで

宮崎県告示第38号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------|--------------------|------------|
| 稲原眼科病院 | 日向市中町5番地 | 平成26年1月1日 |
| たかはし歯科医院 | 東臼杵郡門川町門川尾末8016番地1 | 平成25年7月16日 |

宮崎県告示第39号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|----------|-------------------|-------------|
| 稲原眼科病院 | 日向市中町5番地 | 平成25年12月31日 |
| たかはし歯科医院 | 東臼杵郡門川町門川尾末8015番地 | 平成25年7月15日 |

宮崎県告示第40号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------------|----------------|------------|
| 長友 恒幸 (ながとも接骨院) | 小林市野尻町東麓1301-6 | 平成25年12月1日 |

宮崎県告示第41号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされた場合を含む。)

規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。
 平成26年1月30日
 宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|---------------------------------|---------------|-------------|
| 則行 宏和 (宮崎訪問マッサー ージセンター西都) | 西都市大字三宅2942-8 | 平成25年10月22日 |

)

宮崎県告示第42号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成26年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 指定番号 | 種類 | 題 名 | 製作・配給会社名 | 指定年月日 |
|--------|---|--|-------------------------------------|------------|
| 25年-87 | 映画 | ハダカ的美奈子 | チャンスイン <チャンスイン> | 平成26年1月21日 |
| 25 -88 | 映画 | 誘惑遊女の貝遊び | 竹洞組 <オーピー映画> | |
| 25 -89 | 映画 | 女看護師 やすらぎの美乳 | 田中組 <オーピー映画> | |
| 25 -90 | 映画 | 喪服未亡人 四十九日の情事 | 関根組 <オーピー映画> | |
| 25 -91 | 映画 | 桃尻天使 柔らかな感じ | 山崎組 <大蔵映画> | |
| 25 -92 | 映画 | 秘蜜 教えてあげる | レジェンド・ピクチャーズ | |
| 25 -93 | 映画 | 巨乳事務員 しゃぶれ! | 後藤組 <オーピー映画> | |
| 25 -94 | 映画 | 制服日記 あどけない腰使い | 加藤組 <オーピー映画> | |
| 25 -95 | 映画 | 絶倫美女 淫乱タマさがし | 佐藤(吏)組 <新東宝映画> | |
| 25 -96 | 映画 | 愛の渦 | ステアウェイ、東映ビデオ、クロックワークス <クロックワークス> | |
| 25 -97 | 映画 | ザ・ハリウッド (原題) THE CANYONS | クロックワークス (アメリカ) | |
| 25 -98 | 映画 | ファーザーズ・デイ/野獣のはらわた (原題) FATHER'S DAY | エデン (アメリカ) | |
| 25 -99 | 映画 | V/H/S ネクストレベル (原題) V/H/S 2 | クロックワークス (アメリカ、カナダ、インドネシア) | |
| 指定理由 | 内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。 | | | |

宮崎県告示第43号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地 区 名 | 土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号 | 土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類 |
|-------|-------------|-----------------------|-----------------------------|
| 都 城 市 | 渡司川2 | 04-202-1-501 | 土 石 流 |
| | 東牛ノ脛- 新① | 04-202-2-508 -新① | 土 石 流 |
| | 城ヶ尾川2 | 04-344-1-505 | 土 石 流 |

| | | | | | |
|----------------|------------------------------|---------|-----------|--------------|---------|
| 下是位川内川 1 | 04- 344- 1 - 506 | 土 石 流 | 上是位川内 - 2 | Ⅱ - 1 - 5196 | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀬之口川 | 04- 344- 1 - 509 | 土 石 流 | 上椎屋 - 5 | Ⅱ - 1 - 5223 | 急傾斜地の崩壊 |
| 池之原川 | 04- 344- 2 - 501 | 土 石 流 | 上是位川内 - 3 | Ⅱ - 1 - 5230 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上椎屋川 | 04- 344- 2 - 503 | 土 石 流 | 城ヶ尾 | Ⅱ - 1 - 5231 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上椎屋 7 | I - 1 - 0671 | 急傾斜地の崩壊 | 上椎屋 - 6 | Ⅱ - 1 - 5232 | 急傾斜地の崩壊 |
| 下 是 | I - 1 - 0675 | 急傾斜地の崩壊 | 上是位川内 - 4 | Ⅱ - 2 - 0360 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上 是 1 | I - 1 - 0676 I - 1 - 0695 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 宮ノ迫 | I - 1 - 0677 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 上 是 2 | I - 1 - 0704 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 小牟礼 | I - 1 - 0711 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 上 是 3 | I - 1 - 2082 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 山 神 | I - 1 - 2087 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 山中 - 1 | I - 1 - 3167 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 小牟礼 2 | I - 1 - 3257 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 山之神 - 1 | I - 1 - 3263 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 山之神 - 1 - 新① | I - 1 - 3263 - 新① | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 山之神 - 1 - 新② | I - 1 - 3263 - 新② | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 山之神 - 2 | I - 1 - 3264 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 上 椎 屋 | Ⅱ - 1 - 0673 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 上椎屋 - 1 | Ⅱ - 1 - 5183 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 上椎屋 - 2 | Ⅱ - 1 - 5184 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 上椎屋 - 3 | Ⅱ - 1 - 5185 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 上是位川内 - 1 | Ⅱ - 1 - 5195 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 上是位川内 - 1 - 新① | Ⅱ - 1 - 5195 - 新① | 急傾斜地の崩壊 | | | |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び都城土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第44号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地 区 名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | |
|-------|----------|---------------------------------------|---------------------|--|
| 都 城 市 | 渡司川 2 | 04- 202- 1 - 501 | 土 石 流 | |
| | 城ヶ尾川 2 | 04- 344- 1 - 505 | 土 石 流 | |
| | 下是位川内川 1 | 04- 344- 1 - 506 | 土 石 流 | |
| | 瀬之口川 | 04- 344- 1 - 509 | 土 石 流 | |
| | 池之原川 | 04- 344- 2 - 501 | 土 石 流 | |
| | 上椎屋川 | 04- 344- 2 - 503 | 土 石 流 | |
| | 上椎屋 7 | I - 1 - 0671 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 下 是 | I - 1 - 0675 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 上 是 1 | I - 1 - 0676 I - 1 - 0695 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 宮ノ迫 | I - 1 - 0677 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | 上 是 2 | I - 1 - 0704 | 急傾斜地の崩壊 | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | |
|-------------------|--------------------|---------|
| 小 牟 礼 | I - 1 - 0711 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上 是 3 | I - 1 - 2082 | 急傾斜地の崩壊 |
| 山 神 | I - 1 - 2087 | 急傾斜地の崩壊 |
| 山中 - 1 | I - 1 - 3167 | 急傾斜地の崩壊 |
| 小 牟 礼 2 | I - 1 - 3257 | 急傾斜地の崩壊 |
| 山之神 - 1 | I - 1 - 3263 | 急傾斜地の崩壊 |
| 山之神 - 1 - 新① | I - 1 - 3263 - 新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 山之神 - 1 - 新② | I - 1 - 3263 - 新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 山之神 - 2 | I - 1 - 3264 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上 椎 屋 | II - 1 - 0673 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上椎屋 - 1 | II - 1 - 5183 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上椎屋 - 2 | II - 1 - 5184 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上椎屋 - 3 | II - 1 - 5185 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上是位川内 - 1 | II - 1 - 5195 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上是位川内 - 1 - 新① | II - 1 - 5195 - 新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 上是位川内 - 2 | II - 1 - 5196 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上椎屋 - 5 | II - 1 - 5223 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上是位川内 - 3 | II - 1 - 5230 | 急傾斜地の崩壊 |
| 城 ャ 尾 | II - 1 - 5231 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上椎屋 - 6 | II - 1 - 5232 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上是位川内 - 4 | II - 2 - 0360 | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コープ大塚
宮崎市大塚町地藏田4681番地
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更
平成25年9月9日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成26年1月30日から平成26年2月28日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス財光寺南店
日向市財光寺南土地区画整理事業地内33街区④ 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
平成25年12月17日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成26年1月30日から平成26年2月28日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2522号により公告した基本測量(精密測地網高度地域基準点測量)が平成25年12月18日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成26年1月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、宮

崎県公報第2496号により公告した基本測量（基準点測量）が平成26年1月14日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成26年1月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|